

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令案（仮称）の概要

1. 改正の趣旨

環境省においては、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、各法令における押印の廃止等の措置を講じているところ。

このような動向も踏まえ、行政手続の合理化の観点から制度の見直しを行った結果、水質汚濁防止法施行規則等において国民等から行政へ提出する申請書や届出等について、これらを受理した際に行政が発行する受理書を廃止するほか、国民等が光ディスクにより提出することができることとする等、所要の規定の整備を行うこととした。

2. 改正の概要

(1) 受理書の廃止

- 以下の法令における受理書に係る規定を廃止する。
- これに伴う所要の規定の整備を行う。
 - ・水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府、通商産業省令第2号）
 - ・大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省、通商産業省令第1号）
 - ・騒音規制法施行規則（昭和46年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第1号）
 - ・振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）
 - ・特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成6年総理府令第25号）
 - ・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

(2) 光ディスクによる手続

- 以下の表に掲げる届出書等につき、現行法令においてフレキシブルディスクにより提出することができることとしているところ、これを光ディスクにより提出することができることに変更する。また、土壌汚染対策法関係法令においては、これについて現行法令上特に定めのないところ、光ディスクにより提出することができるよう規定を整備する。
- 光ディスクによる提出を行う際は提出書（仮称）を添付することとする。
- 日本産業規格X0606及びX6282又はX0606及びX6283に適合する直径120ミリメートルの光ディスク並びに日本産業規格X0609又はX0611及びX6248又はX6249に適合する直径120ミリメートルの光ディスクにより行うことを規定する。
- 上記の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

法令名	法令番号	届出書等
水質汚濁防止法施行規則	昭和46年総理府、通商産業省令第2号	第3条第4項及び第5項、第7条、第8条並びに第9条の2第2項の規定による届出書
大気汚染防止法施行規則	昭和46年厚生省、通商産	第8条第1項、第9条の2第1項、第10条第1項、第10条の2第1項、第10条の4第1

	業省令第1号	項、第10条の5第1項、第11条及び第12条の規定による届出書
騒音規制法施行規則	昭和46年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第1号	第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第8条、第9条及び第10条第1項の規定による届出書
悪臭防止法施行規則	昭和47年総理府令第39号	第13条、第14条第1項、第15条第2項、第16条第2項及び第19条（第21条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書
瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則	昭和48年総理府令第61号	・第3条第2項の規定による申請書 ・第5条、第8条及び第9条の規定による届出書
振動規制法施行規則	昭和51年総理府令第58号	第4条第1項、第5条、第6条第1項、第8条、第9条及び第10条第1項の規定による届出書
湖沼水質保全特別措置法施行規則	昭和60年総理府令第7号	第5条第2項、第6条第1項、第7条第1項、第8条及び第9条の規定による届出書
特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則	平成6年総理府令第25号	第8条第2項、第9条第2項、第10条第1項及び第3項、第11条第1項、第13条並びに第14条の規定による届出書
ダイオキシン類対策特別措置法施行規則	平成11年総理府令第67号	・第4条第1項、第6条及び第7条の規定による届出書 ・第8条の規定による報告書
土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令	平成14年環境省令第23号	・第1条第1項、第3条第1項、第6条第1項、第7条第1項から第3項まで、第8条第1項、第9条、第14条第1項及び第16条の規定による申請書 ・第18条第2項及び第21条の規定による届出書
土壤汚染対策法施行規則	平成14年環境省令第29号	・第1条第2項、第21条の6第1項、第25条の3第1項、第27条の2第1項、第30条の2第1項並びに第42条の2第2項及び第4項の規定による報告書 ・第3条第4項、第16条第1項、第44条第1項（第50条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第45条第1項、第46条第1項（第50条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）、第49条の2第1項、第54条及び第60条第1項の規定による申請書

		<ul style="list-style-type: none"> ・第 16 条第 5 項、第 19 条第 1 項、第 21 条の 2 第 1 項、第 23 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 51 条 1 項(第 52 条において読み替えて準用する場合を含む。)、第 52 条の 2 第 1 項、第 52 条の 5 第 1 項、第 52 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 52 条の 7 第 1 項、第 59 条の 2 第 2 項第 3 号イ、第 61 条第 1 項、第 63 条第 1 項、第 64 条第 1 項並びに第 74 条の規定による届出書 ・第 36 条の 3 第 1 項及び第 37 条の規定による計画
汚染土壌処理業に関する省令	平成 21 年環境省令第 10 号	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定による申請書 ・第 11 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出書 ・第 13 条第 3 項の規定による報告書

3. 公布日等 (予定)

公 布 日 : 令和 3 年 3 月下旬

施行期日 : 令和 3 年 4 月 1 日